

さいたま市障害者総合支援計画（骨子案）  
2024～2029（令和6～11年度）

変更点

第1章 総論

1. 計画の概要

（1）計画策定の趣旨

変更なし

（2）計画の位置づけ

変更なし

（3）計画の期間

現行計画

令和3年度から令和5年度までの3年間（第6期障害福祉計画の期間に準じる）

次期計画

- |                       |    |   |                               |
|-----------------------|----|---|-------------------------------|
| ① 市町村障害者計画（障害者基本法）    | 6年 | } | ④ 障害者総合支援計画<br>（ノーマライゼーション条例） |
| ② 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法） | 3年 |   |                               |
| ③ 市町村障害児福祉計画（児童福祉法）   | 3年 |   |                               |

ただし、市町村障害者計画については、3年後に中間評価を行い、必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこととする。

## <障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて（本文）>

現行

### 2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

改正案

### 2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。

社会保障審議会障害者部会 第134回(R5.1.23) 資料より

## 経緯

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下、「障害（児）福祉計画」という。）は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号。以下、「基本指針」という。）において、3 年を一期として定められているところ、内閣府地方分権改革推進室の実施した「令和 3 年地方分権改革に関する提案募集」において、複数の自治体より、計画期間の延長について提案があった。
- 具体的には、「地方公共団体は、国の基本指針に即して障害（児）福祉計画の策定を行うこととされているが、国の基本指針で定められた計画期間が 3 年間と短いため、 現行の計画の検証が不十分なまま次期計画の策定に着手している実態がある。このため、障害者及び障害児関係の計画について、計画期間を延長し、PDCA サイクルをまわすために十分な時間を確保する」よう提案があった（年数としては、 5 年もしくは 6 年を希望）。

### 自治体アンケートの実施

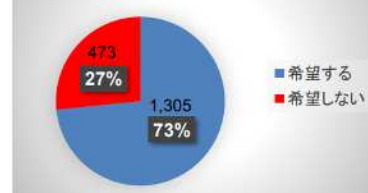
- 閣議決定を踏まえ、障害（児）福祉計画の計画期間を検討するに当たり、各自治体の実態、意向、懸念を把握する必要があると判断し、内閣府地方分権改革推進室と連名でアンケートを実施。結果は以下のとおり。

#### アンケート結果

※令和 4 年 3 月 29 日時点の集計結果。

	3年	5年	6年	その他
①障害（児）福祉計画の現行の期間	1,767	6	9	3
		有	無	
②障害者計画との一体的な作成状況	1,271	513		
	5年	6年	その他	
③障害者計画の現行の期間	243	899	629	

④障害（児）福祉計画の期間の延長の希望の有無



- アンケート結果を踏まえると、計画期間の延長を求める声が自治体数の約 3/4 と多い状況。他方で「希望しない」とする回答も少なくなかった。

## <障害者基本計画（第5次案）>

### 2. 対象期間

本基本計画は、令和5（2023）年度からの5年間を対象とする。

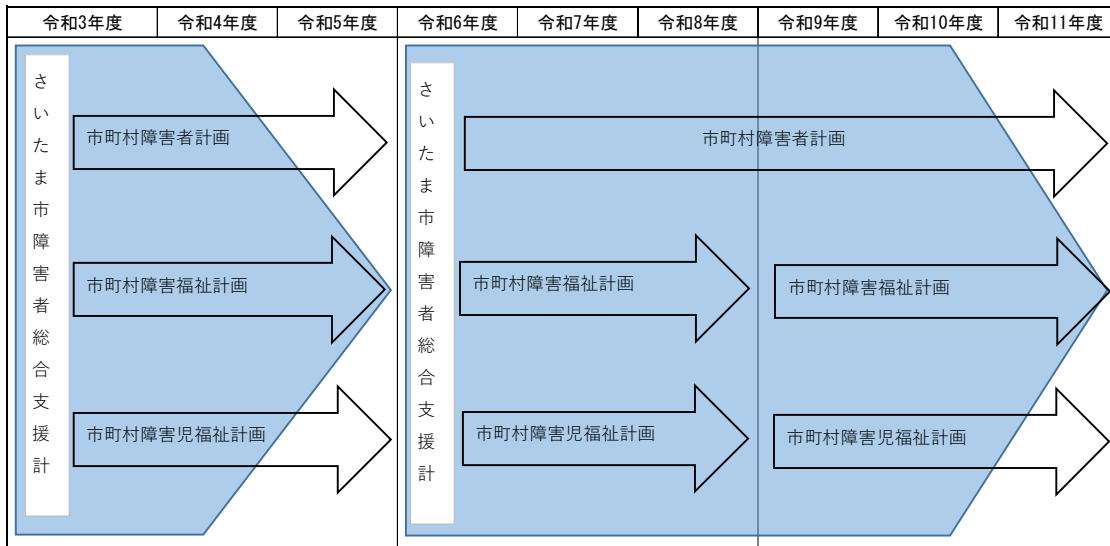
### 参考

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定、以下「対応方針」という。）において、「障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。」とされたところ。

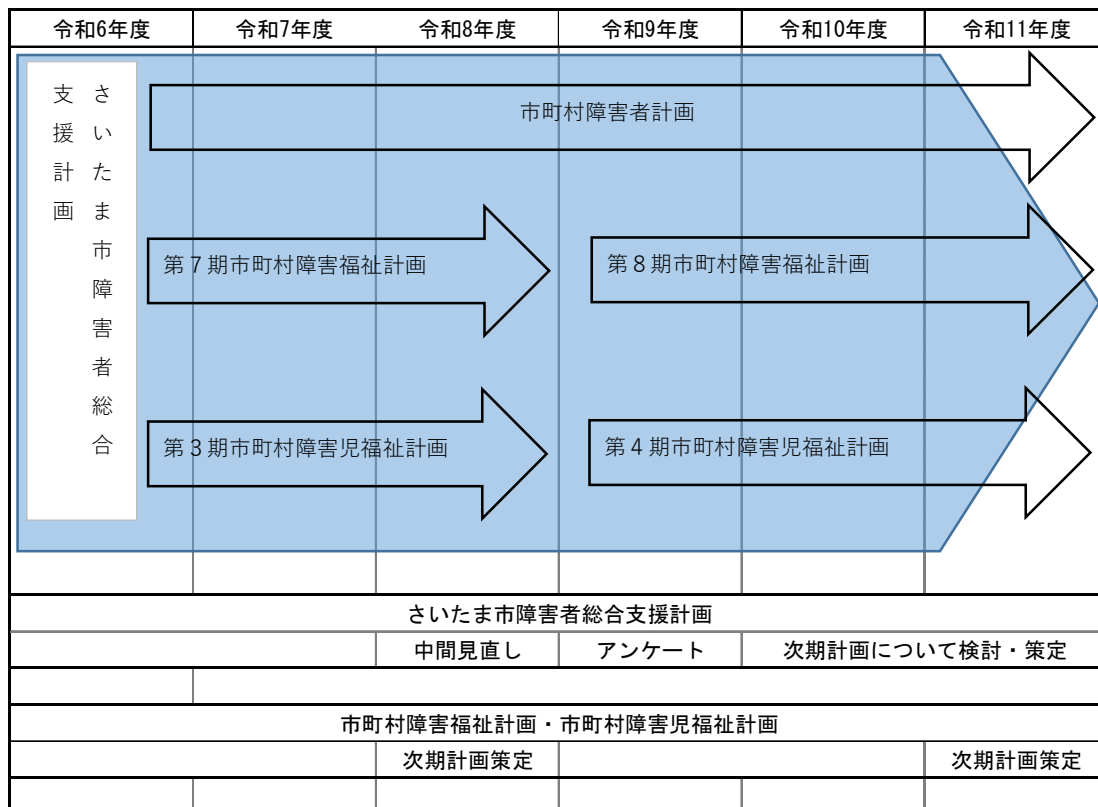
障害者基本法に基づく都道府県及び市町村における障害者計画の策定については、障害者基本法第11条第2項及び第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められているが、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画について、計画の期間、変更時期及び計画に規定すべき具体的な内容は定められておらず、各地方公共団体が地域の実情に応じて定めることが可能である。

自治体で作成する障害者計画の期間について、回答総数1,771件のうち、計画期間を5年としている自治体が243件（14%）、計画期間を6年としている自治体が899件（51%）、それら以外の計画期間としている自治体が629件（36%）であり、計画期間を5年としていない自治体の割合は9割近くとなっている。

さいたま市障害者総合支援計画 期間（案）について



次期障害者総合支援計画策定に係るスケジュール例



(4) 計画策定の視点  
変更なし

(5) 障害者施策の推進体制  
変更なし

2. 前期計画の進捗状況  
変更なし

3. 障害者（児）をめぐる状況  
変更なし

4. 計画の基本的枠組  
変更なし

第2章 各論  
変更なし

第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画  
国の指針に即した項目となります。